

# ジョイナス.ナゴヤ 労働法セミナー 基本の㊦

労働法の知識は、正当な権利を主張したり自分自身を守ったりするために絶対に必要です。  
今回のセミナーでは、難しいと敬遠しがちな労働法をわかりやすく説明します。

‘労働法ってなに?’ ‘有給休暇はいつから使えるの?’ など  
今更聞きにくいけど疑問に思っていることはありませんか?

65歳まで、またはそれ以上働く時代です。知らないでは済まされない労働法!  
この機会に基礎知識の習得をしておきましょう!



開催日時 : 平成29年5月21日(日) 10:00~12:00 \*受付 9:45~  
場 所 : イーブルなごや 2階 第2研修室 (中区大井町7番25号)  
講 師 : 木村社労士・FP事務所 社会保険労務士 木村 省吾 様  
対 象 : 名古屋市内在住のひとり親家庭の母または父及び寡婦の方  
託 児 : あり  
定 員 : 50人 (定員を超えた場合は抽選)  
締 切 : 5月12日(金) 必着